



北海道の少子化に関する提言

～ 人口減少問題への対応としての少子化対策の推進について ～

北海道子どもの未来づくり審議会

目 次

- はじめに P 1
- 検討の経過 P 2
- 北海道の少子化に関する提言 P 3～P 6
- 委員名簿 P 7
- 北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会設置要綱 P 8
- 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例（抜粋） . . P 9

はじめに

「北海道子どもの未来づくり審議会」(以下「審議会」といいます。)の子ども部会は、子どもが自ら意見を表明し、その意見が適切に社会に反映される環境を整備するため、審議会から付託された事項に関して、子どもの視点からの意見を聴取することを目的に、平成17年7月に設置されました。

今年度は、道内各地の中学生及び高校生17名が、子ども部会委員として、8月と12月の2回にわたり、少子化対策の推進について審議を行い、「私たちが考える北海道の未来」というテーマのもと、3つのグループに分かれ、普段の学校・家庭生活の中で身近に感じていることや、各自が調べてきた地域の特性や課題、少子化対策に関する各自治体の取り組みなどの情報を持ち寄って議論を重ね、今後の北海道の少子化対策に必要と考えられる事項について、意見をまとめました。

今回の審議では、若い世代の価値観や考え方へアプローチすることや、SNS等を活用した情報発信の推進のほか、子育て世帯の心理的・経済的な負担感を軽減するための様々な提案などがあり、若い世代ならではの柔軟かつ新しい発想が多く盛り込まれたと感じております。

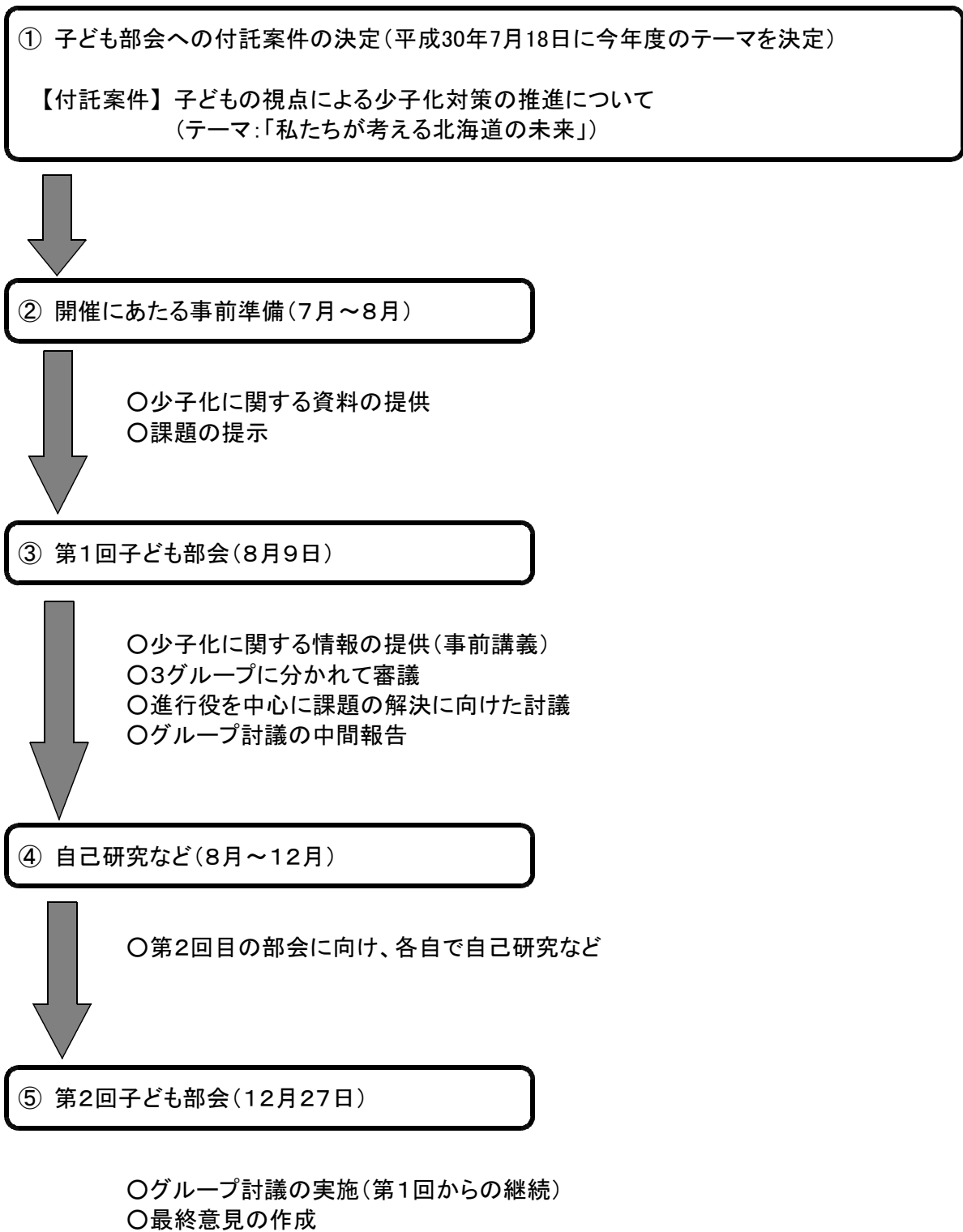
全道各地から参加した子ども部会委員が、「少子化」という北海道を取り巻く大きな課題について、同世代と意見を交わし合い、充実した時間を過ごしたことは、大きな糧になることと思います。

これらの提言書の内容については、少子化対策に関する情報とともに広く一般に公開していただくとともに、今後における北海道の少子化対策の推進に活用されることを大いに期待します。

平成31年3月22日

北海道子どもの未来づくり審議会
会 長 松本 伊智朗

検討の経過



北海道の少子化に関する提言

【 検討テーマ 】

～ 子どもの視点による少子化対策の推進について ～

「私たちが考える北海道の未来」

- 平成30年8月9日及び12月27日の2日間にわたり、少子化対策の推進について、子どもの視点で話し合いを行いました。
- その結果を踏まえ、次のとおり3つの提言項目をまとめましたので、今後の北海道の少子化対策に反映して下さるようお願いいたします。

【 提言項目 】

- 1 SNS等の積極的な活用や、情報発信方法の工夫により、行政の窓口や地域の子育てに関する情報にアクセスしやすくし、安心して子育てができる環境づくりを進める。
- 2 若い世代が、自分たちの生き方や将来について考える機会を増やす。
- 3 地域における多世代交流などにより、人々が支え合える関係を築き、子育てを応援する地域づくりを進める。
また、企業のワーク・ライフ・バランスの取組を推進することにより、子育てしやすい職場環境の整備を進める。

提言項目1

SNS等の積極的な活用や、情報発信方法の工夫により、行政の窓口や地域の子育てに関する情報にアクセスしやすくし、安心して子育てができる環境づくりを進める。

ねらい

- (1) 誰でも気軽に子育ての相談ができる手段を増やしたい。
- (2) 多くの方が子育て支援に関する行政や地域の情報を身近に感じられるようにしてほしい。

手立て

- (1) 子育て中の方々が、気軽に育児の相談ができ、子育てに関する必要な情報がスムーズに得られるよう LINE やアプリなどを活用した子育てをサポートするシステムを構築する。
- (2) YouTube や Twitter 等の SNS の活用や、有名人とのコラボ、子ども達の参画、より分かりやすい行政のホームページの作成などにより、子育て支援に関する情報などを積極的に発信するほか、若い世代も興味を持てるようにする。

提言項目2

若い世代が、自分たちの生き方や将来について考える機会を増やす。

ね ら い

(1) 若い世代が自分の将来について具体的なイメージを持てるようになってほしい。

手 立 て

(1) ー①

結婚、妊娠・出産、子育てに関する様々なエピソードなどを集め、若い世代向けにホームページやSNSなどで紹介する。

(1) ー②

中学生や高校生などの若い世代が、学校の授業の中で子育てについて考える機会を増やす。

(1) ー③

近い将来、家庭を持つことについて具体的に考える年代である若手社員などを対象に、子育ての現状や家事・育児参加の大切さなどを伝えるセミナー等を開催する。

提言項目3

地域における多世代交流などにより、人々が支え合える関係を築き、子育てを応援する地域づくりを進める。

また、企業のワーク・ライフ・バランスの取組を推進することにより、子育てしやすい職場環境の整備を進める。

ね ら い

(1) 地域住民が互いに顔の見える関係を築き、助け合いや人と人とのつながりを大切にする中で、子育て世帯が抱える様々な負担感を軽減したい。

(2) 働きながら、子育てしやすい企業を増やしたい。

手 立 て

(1) ー①

地域において、子どもから高齢者まで幅広い年代が集い、交流できるイベントを開催することにより、子育て世帯への関心を高めるとともに、住民相互の助け合いの気持ちを育み、高齢者など地域住民による子育て支援のボランティア活動の活性化を図る。

(1) ー②

子育てに係る費用負担を減らすため、地域住民が、使わなくなった子ども用品などをシェアできるような仕組みを地域で進めることを支援する。

(2) 子育てしやすい職場環境の整備が進むよう、子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進などに積極的に取り組む道内企業の取組などを広く紹介し、魅力ある取組を行っている企業を表彰する。

平成30年度北海道子どもの未来づくり審議会
子ども部会委員名簿

NO	区分	選出地域	氏名	性別	学年	所属（在籍校）	備考
—	審議会委員	—	のむら ひろゆき 野村 宏之	—	—	北海道社会福祉協議会（福祉人材部長）	部会長
1	特別委員	空知	わたなべ みう 渡邊 未生	女	3	北海道芦別高等学校	
2	特別委員	石狩	たねだ いくま 種田 育真	男	3	北海道千歳高等学校	
3	特別委員	後志	けいら ゆきの 計良 優稀乃	女	2	余市町立東中学校	
4	特別委員	胆振	いしかわ ひより 石川 日和	女	5	北海道登別明日中等教育学校	中高一貫校 (高2相当)
5	特別委員	日高	みやけ しょうと 三宅 翔斗	男	2	新冠町立新冠中学校	
6	特別委員	渡島	ふじた ゆうき 藤田 優輝	男	3	北海道函館西高等学校	
7	特別委員	檜山	すずき ふうま 鈴木 颯馬	男	2	北海道上ノ国高等学校	
8	特別委員	上川	はらみず すずか 原水 涼花	女	1	北海道名寄高等学校	
9	特別委員	留萌	しぶや そうたろう 渋谷 宗太郎	男	3	増毛町立増毛中学校	
10	特別委員	宗谷	かとう りゅうせい 加藤 龍生	男	2	北海道利尻高等学校	
11	特別委員	オホーツク	なかむら もえか 中村 萌花	女	3	遠軽町立南中学校	
12	特別委員	十勝	きたしま さわ 北嶋 咲羽	女	3	中札内村立中札内中学校	
13	特別委員	釧路	もとおか やまと 元岡 大和	男	3	釧路市立北中学校	副部会長
14	特別委員	根室	くどう すずね 工藤 涼音	女	2	標津町立標津中学校	
15	特別委員	私立	たけべ あやび 武部 彩美	女	3	札幌聖心女子学院中学校	
16	特別委員	私立	そが りかこ 曾我 梨花子	女	1	藤女子高等学校	
17	特別委員	特別支援	すずき ゆづき 鈴木 柚樹	男	3	北海道高等聾学校	

北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会設置要綱

(設置目的)

第1条 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例(平成16年北海道条例第90号)第28条の規定に基づき、子どもが自らの意見を表明する権利を行使ことができ、かつ、子どもの意見が適切に社会に反映される環境を整備するため、北海道子どもの未来づくり審議会(以下「審議会」という。)から付託された事項に関し、子どもの視点により調査するなど意見を聴取することを目的として、北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会(以下「子ども部会」という。)を設置する。

(子ども部会の所掌事項)

第2条 子ども部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの視点による少子化対策の推進に関する事項を調査審議すること。
- (2) その他、審議会から付託された事項を調査審議すること。

(子ども部会の構成等)

第3条 子ども部会は、部会長、副部会長、部会委員をもって構成する。

- 2 部会委員(条例24条に規定する特別委員)は22名以内とし、道内の中学校又は高等学校に在籍する生徒のうちから、知事が任命する。
- 3 部会委員の任期は1年以内とする。
- 4 部会長は審議会委員の中から審議会会長が指名する。
- 5 副部会長は部会委員の互選により定める。

(職務)

第4条 部会長は、子ども部会の所掌事務を統轄する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(関係者の出席)

第6条 部会長は、必要があると認めるときには、部会委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、部会長が審議会会長と協議の上、定める。

附 則

- この要綱は、平成17年 7月 4日から施行する。
この要綱は、平成18年 6月 9日から施行する。
この要綱は、平成21年 2月16日から施行する。
この要綱は、平成28年 4月 8日から施行する。

北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例（抜粋）

平成16年10月19日公布：北海道条例第90号

第3章 北海道子どもの未来づくり審議会

（設置）

第22条 北海道における少子化対策を推進するため、知事の附属機関として、北海道子どもの未来づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第23条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 知事の諮問に応じ、少子化対策の推進に関する重要事項を調査審議すること。
 - （2） 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務。
- 2 審議会は、少子化対策の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

（部会）

第28条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。